

回 答 書

平成23年 4月 5 日

社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

回答人株式会社オフィスエル代理人

弁 護 士

同

貴会の平成23年3月11日付「ご連絡」に対して、以下のとおり回答します。

回答人は、貴会からの平成22年12月2日付「申入書」を受け、平成23年1月31日付「回答書」において、回答人の契約書を改訂する旨、回答しました。

これに対し貴会は、回答人の改訂では不十分であり、改訂後においても尚、回答人の契約書に、消費者契約法に反する部分がある旨、主張されるようです。

しかしながら回答人は、平成23年1月31日付「回答書」記載の改訂を加えれば、契約書に何ら違法な点はないものと思料しております。

つきましては、貴会の平成23年3月11日付「ご連絡」に記載された、貴会の新たな改訂の要求には応じかねます旨、回答致します。

結局、貴会とは見解に相違があり、最終的には裁判所の判断を仰ぐしかないものと思料しております。貴会がもし法的手続をとられるのであれば、これに応じて争う所存である旨、併せて通知致します。

以 上